

# 18 そ の 他

## 統計表を見る方のために

### 利用上の注意

#### 1 不服審査

この統計表は、平成12会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、①異議申立てと②審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 2 訴訟事件

この統計表は、平成12会計年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課又は徴収関係）と②国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第1審における原告、被告の区分によるものである。

#### 3 直接国税犯則事件（査察事件）

この統計表は、平成12年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

#### 4 間接国税犯則事件

この統計表は、平成12会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、①検挙及び処理の状況、②通告処分及び履行状況、③酒税の違反行為別検挙の状況、④消費税、酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況を区分して掲げたものである。

#### 5 資料収集

この統計表は、平成12事務年度における法定資料、法定外資料の資料収集、不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況を掲げたものである。

#### 6 税務相談

この統計表は、平成12会計年度内における相談及び苦情の受理の状況を掲げたものである。

#### 7 青色申告会、法人会等の現況

青色申告会、法人会、酒類業組合及び間税会の組織状況を掲げたものである。

#### 8 振替納税制度（申告所得税関係）の普及状況

平成12会計年度内における申告所得税の振替納税の普及状況を掲げたものである。

#### 9 税理士

この統計表は、税理士試験の受験、合格者数等を掲げたものである。

#### 10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

この統計表は、平成10年以後、当分の間、課税が停止された税目の課税事績等を掲げたものである。

## 18 - 1 不服審査

## (1) 異議申立て

区 分	本年度要処理件数				みなす 審査請 求件数	本年度処 理 済 件 数								本年度 未決繰 越件数
	前年度 未決繰 越件数	本 年 度 申 立 て 件 数		計		みなす 取下げ 件 数	取下げ 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取 消 し 件 数	一 部 取 消 し 件 数	変 更 その他	計	
		処 分 に 係るもの	不作為に 係るもの											
申告所得税	15	173	-	188	-	-	10	-	136	-	17	-	163	25
源泉所得税	-	8	-	8	-	-	1	-	-	-	6	-	7	1
法人税	14	56	-	70	-	-	3	3	33	-	-	-	39	31
相続税	3	6	-	9	-	-	-	-	5	1	3	-	9	-
贈与税	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
消費税	10	56	-	66	2	-	2	-	51	1	4	-	58	6
法人特別税等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方消費税	4	54	-	58	2	-	2	-	43	1	4	-	50	6
酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴収関係	-	8	-	8	-	-	1	1	5	-	-	-	7	1
計	47	361	-	408	4	-	20	4	273	3	34	-	334	70

調査対象：国税通則法及び行政不服審査法による異議申立ての事績

調査期間：平成12年4月1日から平成13年3月31日

(注) 1 件数は処分に係るものについては、1処分ごとに1件として掲げ、その他のものについては、1事案ごとに1件として掲げた。

2 「みなす審査請求件数」欄には、国税通則法第89条及び第90条の規定により、審査請求とみなされた件数を掲げた。

## (2) 異議申立ての累年比較

年 度	前年度 未決繰 越件数	本年度申立て件数		みなす 審査請 求件数	本年度処 理 済 件 数						本年度 未決繰 越件数
		処 分 に 係るもの	不作為に 係るもの		みなす 取下げ	取下げ	却 下	棄 却	取 消	変 更 その他	
平成8年度	90	498	-	2	51	64	5	342	38	-	86
9	86	379	1	1	-	44	3	339	6	-	73
10	73	345	-	-	-	43	6	256	6	-	107
11	107	311	-	-	-	25	23	312	11	-	47
12	47	361	-	4	-	20	4	273	37	-	70

(注) この表は、「(1)異議申立て」について累年比較を示したものである。

## (3) 審査請求

区 分	本年度要処理件数					みなす 取 下 件 数	本 年 度 処 理 済 件 数							本年度 未決繰 越件数
	前年度 未決繰 越件数	本 年 度 請 求 件 数		みなす 審査請 求件数	計		取 下 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取 消 件 数	一 部 取 消 件 数	変 更 その他	計	
		処 分 に 係るもの	不作為に 係るもの											
申告所得税	88	86	-	-	174	-	9	2	82	-	5	-	98	76
源泉所得税	4	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	4	-
法人税	101	25	-	-	126	-	4	-	50	2	1	-	57	69
相続税	5	7	-	-	12	-	-	-	5	-	-	-	5	7
贈与税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消費税	65	34	-	2	101	-	3	-	47	-	2	-	52	49
法人特別税等	16	-	-	-	16	-	-	-	4	-	-	-	4	12
地方消費税	16	34	-	2	52	-	1	-	19	-	1	-	21	31
酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴収関係	3	7	-	-	10	-	-	5	4	-	-	-	9	1
計	298	193	-	4	495	-	17	7	215	2	9	-	250	245

調査対象：国税通則法及び行政不服審査法による審査請求の事績

調査期間：平成12年4月1日から平成13年3月31日

(注) 高松国税不服審判所長及び高松国税局長に対してなされたものである。

## (4) 審査請求の累年比較

年 度	前年度 未決繰 越件 数	本年度請求件数		みなす 審査請 求件数	本 年 度 処 理 済 件 数						本年度 未決繰 越件数
		処 分 に 係るもの	不作為に 係るもの		みなす 取下げ	取下げ	却 下	棄 却	取消し	変 更 その他	
平成8年度	100	349	-	2	-	9	23	87	8	-	324
9	324	264	-	1	-	19	2	159	18	-	391
10	391	177	-	-	-	5	15	219	67	-	262
11	262	253	-	-	-	6	27	173	11	-	298
12	298	193	-	4	-	17	7	215	11	-	245

(注) この表は、「(3)審査請求」について累年比較を示したものである。

## 18 - 2 訴 訟 事 件

## (1) 国側被告事件

区 分	前年度 未係属 件 数	事件区分 の変更等 の調整 の件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数									本年度 未係属 件 数	
				取下げ	却下	国側 勝訴	国側 一部 勝訴	国側 敗訴	差戻し	和解	その他	計		
<b>(第一審)</b>	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
課税関係	所得 税	6	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	3
	法 人 税	3	1	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	6
	資 産 税	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
計	12	1	6	-	-	4	-	-	-	-	-	4	15	
徴収関係	行政事件	1	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	2	1
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他民事	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	-	3	-	2	1	-	-	-	-	-	3	2	
合 計	14	1	9	-	2	5	-	-	-	-	-	7	17	
<b>(控訴審)</b>														
課税関係	所得 税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	法 人 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
徴収関係	行政事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他民事	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
合 計	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	

調査対象：国側が被告となった国税の賦課又は徴収に関する訴訟の事績

調査期間：平成12年4月1日から平成13年3月31日

(注) 件数は各審級とも訴状1通につき、それぞれ1件として掲げた。

なお、控訴審又は上告審において、当該事件について原告及び被告の双方より、又は附帯して控訴あるいは上告のあったものは、それぞれ1件として掲げた。

区 分	前 年 度 未 係 属 件 数	事 件 区 分 の 変 更 等 の 調 整 件 数	本 年 度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数									本 年 度 未 係 属 件 数	
				取 下 げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計		
<b>(上告審)</b>	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
課 税 関 係	所 得 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法 人 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 事 件 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>合 計</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>(審級別合計)</b>														
課 税 関 係	所 得 税	7	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	4
	法 人 税	3	1	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	6
	資 産 税	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 計	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
徴 収 関 係	行 政 事 件	1	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	2	1
	執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	1	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	2	1
	簡 易 事 件 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	
<b>合 計</b>	<b>15</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8</b>	<b>18</b>	

## (2) 国側原告事件

区 分	前年度 未係属 件 数	事件区分 の変更等 の調整 の件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数									本年度 未係属 件 数	
				取下げ	却下	国側 勝訴	国側 一部 勝訴	国側 敗訴	差戻し	和解	その他	計		
<b>(第一審)</b>	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
債 権 取 立	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
簡 易 事 件	}	}	}	支 払 命 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-		
<b>(控訴審)</b>														
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
簡 易 事 件	}	}	}	支 払 命 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
<b>(上告審)</b>														
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
簡 易 事 件	}	}	}	支 払 命 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
<b>(審級別合計)</b>														
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
債 権 取 立	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
簡 易 事 件	}	}	}	支 払 命 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-		

調査対象等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における国税の滞納処分に関する訴訟事件について掲げた。

## 18 - 3 直接国税犯則事件(査察事件)

## (1) 起訴事件数

税 目	起 訴 事 件					
	前年度からの 繰越未決件数	起訴件数の 合 計	左 の 内 訳			
			有 罪 件 数	無 罪 件 数	公訴権消滅件数	未 決 件 数
	件	件	件	件	件	件
申告所得税	-	1	1	-	-	-
法 人 税	4	6	2	-	-	4
相 続 税	-	-	-	-	-	-
合 計	4	7	3	-	-	4

調査期間：平成12年1月1日から平成12年12月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 1 件数は、1税法に対する違反事件ごとに1件として掲げた。

2 有罪件数は、第一審の判決において有罪となったものを掲げた。

## (2) 有罪に係る人員及び金額

税 目	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金		
		人 員	金 額	千円
	人	人		
申告所得税	1	内 1	1	12,000
法 人 税	2		2	52,000
相 続 税	-		-	-
合 計	3	内 1	3	64,000

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑を併科されたものである。

## (3) 犯則者違反行為別件数

税 目	該 当 条 項	件 数
		件
申告所得税	第238条	1
"	第244条	-
法 人 税	第159条	2
"	第164条	外 2
相 続 税	第68条	-
"	第71条	-
合 計		外 2 3

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

### 18 - 4 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒 税				
	免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者			
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-
検 挙	-	-	外 1 1	外 1 1	-
通 告 処 分	-	-	外 1 1	外 1 1	-
処 理 告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	外60 200	外60 200	-

区 分	地 方 道 路 税	石 油 ガ ス 税			石 油 税			た ば こ
		ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯
要件 処 理 数	件	件	件	件	件	件	件	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：

- 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
- 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
- 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。
- 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。



		揮 発 油 税				
計		ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		区 分
件		件	件	件		
	-	-	-	-		前年度からの繰越処理未済
外1	1	-	-	-		検 挙
外1	1	-	-	-		通 告 処 分
	-	-	-	-		収 税 官 吏
	-	-	-	-		そ の 他
	-	-	-	-		不 問 処 分
	-	-	-	-		通 知 処 分
	-	-	-	-		不 告 発
	-	-	-	-		処 分 前 公 訴 権 消 滅
	-	-	-	-		本 年 度 未 処 理 未 済 件 数
	千円	千円	千円	千円		
	-	-	-	-		犯 則 に 係 る 税 額
外60	200	-	-	-		通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額

税及びたばこ特別税		取引所税	印 紙 税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
秩序犯	計						件	件
	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件
	-	-	-	-	-	-	検 挙	処 理 数
	-	-	-	-	-	外1 1	通 告 処 分	} 告 発 処 理 済 件 数
	-	-	-	-	-	外1 1	収 税 官 吏	
	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 税 額	
	-	-	-	-	-	外60 200	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税			
	免 許 者		非 免 許 者	計
	酒類等製造者	酒類販売業者		
	件	件	件	件
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-
	通告処分	-	外1	外1
	計	-	外1	外1
履行等件数	通告不履行による告発	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-
	通告履行	-	外1	外1
	-	-	外1	外1
本年度未履行未済件数	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	外60	200

区 分	石 油 ガ ス 税			石 油 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
	件	件	件	件	件	件
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-
	通告処分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
履行等件数	通告不履行による告発	-	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-
	通告履行	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

揮 発 油 税			計	区 分
ほ 脱 犯	秩 序 犯	件		
件	件	件		
-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済
-	-	-	-	通 告 処 分
-	-	-	-	計
-	-	-	-	通告不履行による告発
-	-	-	-	通 告 後 公 訴 権 消 滅
-	-	-	-	通 告 履 行
-	-	-	-	計
-	-	-	-	本年度末履行未済件数
千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	通告履行罰科金相当額

た ば こ 税			取引所税	合 計	区 分
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計			
件	件	件	件	件	
-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済
-	-	-	-	外 1 1	通 告 処 分
-	-	-	-	外 1 1	計
-	-	-	-	-	通告不履行による告発
-	-	-	-	-	通 告 後 公 訴 権 消 滅
-	-	-	-	外 1 1	通 告 履 行
-	-	-	-	外 1 1	計
-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数
千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	外60 200	通告履行罰科金相当額

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者											
	酒 類 製 造 者				酒 母 ・ も ろ み 製 造 者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額
	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項第1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第5号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第6号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第7号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し ない も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 道 路 税		石 油 ガ ス 税		石 油 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条 第1項 第1号	-	第15条 第1項 第1号	-	第28条 第1項 第1号	-	第24条 第1項 第1号	-	第28条 第1項 第1号	-
“ 第2号	-	“ 第2号	-	“ 第2号	-	“ 第2号	-	“ 第2号	-
第28条 第1号	-	第15条の2	-	第29条 第1号	-	第25条 第1号	-	第29条 第1号	-
“ 第2号	-			“ 第2号	-	“ 第2号	-	“ 第2号	-
“ 第3号	-			“ 第3号	-	第26条 第1号	-	“ 第3号	-
第29条 第1号	-			第30条 第1号	-	“ 第2号	-	第30条 第1号	-
“ 第2号	-			“ 第2号	-	“ 第3号	-	“ 第2号	-
“ 第3号	-			“ 第3号	-	“ 第4号	-	“ 第3号	-
“ 第4号	-			“ 第4号	-			“ 第4号	-
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

酒類小売業者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸入酒類に係るもの			区 分		
件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額		
件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 54 条	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 55 条	
-	-	-	-	外 1	145,582	-	-	外 1	145,582	-	-	-	-	-	-	第56条第1項第1号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第2号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第3号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第4号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第5号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第6号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第7号	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 58 条	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 59 条	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 60 条	
-	-	-	-	外 1	145,582	-	-	外 1	145,582	-	-	-	-	-	-	合 計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 者 が 判 明 し ない も の	

(単位: 件)

取引所税			印 紙 税			航空機燃料税			電源開発促進税		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第14条 第1項	-		第22条 第1項 第1号	-		第20条 第1項 第1号	-		第13条 第1項	-	
第15条 第1号	-		" 第2号	-		" 第2号	-		第14条 第1号	-	
" 第2号	-		第23条	-		第21条 第1号	-		" 第2号	-	
			第24条	-		" 第2号	-		" 第3号	-	
			第25条 第1号	-		" 第3号	-				
			" 第2号	-							
			" 第3号	-							
			" 第4号	-							
			第26条 第1号	-							
			" 第2号	-							
合 計	-		合 計	-		合 計	-		合 計	-	

## 18 - 5 資料収集

## (1) 法定資料、法定外資料の資料収集

区分 (事務年度)	法定資料					法定外資料	合計
	給与源泉 徴収票	利子 支払調書	配当 支払調書	その他	計		
	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
平成8年度	431	204	35	593	1,263	1,842	3,105
9	422	189	35	593	1,239	1,989	3,228
10	452	161	28	666	1,307	1,909	3,216
11	451	102	66	712	1,331	1,711	3,042
12	467	89	46	726	1,328	1,323	2,651

資料：課税総括課調

## (2) 不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況

区分 (事務年度)	提出者数 ①	監査 対象者数 ②	非違の あった 監査対象者 ③	非違の あった 延枚数 ④	監査1件 あたり 非違枚数 ④/③	割合	
						②/①	③/②
	件	件	件	枚	枚	%	%
平成8年度	2,295	26	16	184	12	1.1	62
9	3,921	29	4	2	1	0.7	14
10	2,505	38	8	11	1	1.5	21
11	3,236	32	11	14	1	1.0	34
12	3,251	65	6	10	2	2.0	9

資料：課税総括課調

## 18 - 6 税 務 相 談

相談・苦情の受理状況

年 度	所 得 税	法 人 税	資 産 税	間 接 税	徴 収	そ の 他	計	前年比
	件	件	件	件	件	件	件	%
平成 8 年度	62,945	2,382	40,974	3,893	1,608	5,532	117,334	105.7
9	76,037	2,746	43,739	4,262	1,712	6,919	135,415	115.4
10	83,473	3,712	44,544	3,161	1,539	8,909	145,338	107.3
11	73,462	3,875	47,967	2,826	1,644	6,880	136,654	94.0
12	66,982	2,850	39,843	2,224	1,411	5,761	119,071	87.1
( 内 訳 )								
徳 島	15,123	1,001	10,928	524	315	1,749	29,640	82.6
丸 亀	4,300	286	3,121	156	82	325	8,270	82.1
松 山	12,741	310	7,558	334	227	992	22,162	94.1
今 治	3,742	126	3,289	119	222	545	8,043	79.0
高 知	9,663	279	5,673	315	164	623	16,717	82.0
局	21,413	848	9,274	776	401	1,527	34,239	93.6
合 計	66,982	2,850	39,843	2,224	1,411	5,761	119,071	87.1

資料：税務相談室調

## 18 - 7 青色申告会、法人会等の現況

(1) 青色申告会（平成13年3月31日現在）

県名	青色申告会数	会員数	加入割合
	会	人	%
徳島県	56	5,357	25.7
香川県	44	8,368	24.3
愛媛県	78	17,217	40.3
高知県	54	5,197	24.9
合計	232	36,139	30.4

(2) 法人会（平成13年6月30日現在）

県名	法人会数	加入法人数	加入割合
	会	社	%
徳島県	6	9,600	57.8
香川県	6	14,010	62.0
愛媛県	8	15,780	57.9
高知県	6	7,138	56.3
合計	26	46,528	58.8

(注) 1 上部組織として署、県及び四国単位の連合会がある。

$$2 \text{ 加入割合} = \frac{\text{加入会員数}}{\text{青色申告者数}} \times 100$$

(注) 1 上部組織として各県法人会連合会及び四国法人会連合会がある。

$$2 \text{ 加入割合} = \frac{\text{加入法人数}}{\text{法人数}} \times 100$$

(3) 酒類業組合（平成13年4月1日現在）

区分	酒造組合		卸酒販組合		小売酒販組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
	組合	人(社)	組合	人(社)	組合	人(社)
徳島県	1	37	1	10	7	1,199
香川県	1	16	1	22	6	1,435
愛媛県	9	67	1	26	9	2,135
高知県	2	19	1	17	6	1,371
合計	13	139	4	75	28	6,140

(注) 酒造組合及び小売酒販組合には、上部組織としてそれぞれ県連合会がある（酒造組合のうち、徳島県、香川県については、県連はない。）。

(4) 間税会（平成13年6月30日現在）

区分	単体会数	会員数
	会	人
徳島県	6	1,133
香川県	6	1,992
愛媛県	8	3,235
高知県	6	1,444
合計	26	7,804

(注) 各県に県間税会連合会があり、上部組織として、四国間税会連合会がある。



## 18 - 8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

署名	申告所得税(第2期分)				申告所得税(第3期分)				
	㉑ 第2期分 納税人員	㉒ 振替納税 利用人員	振替利用割合		㉓ 第3期分 納税人員	㉔ 振替納税 利用人員	振替利用割合		
			㉕ %	前年同期			㉖ %	前年同期	
	人	人	%	%	人	人	%	%	
徳島県	徳島	4,284	3,952	92.3	92.4	18,232	13,575	74.5	75.8
	鳴門	1,714	1,588	92.6	93.7	7,625	5,687	74.6	76.7
	阿南	918	834	90.8	92.2	5,146	3,787	73.6	75.8
	川島	541	500	92.4	92.2	3,211	2,307	71.8	74.3
	脇町	294	279	94.9	93.8	1,840	1,347	73.2	78.7
	池田	419	394	94.0	95.1	2,212	1,778	80.4	79.8
計	<b>8,170</b>	<b>7,547</b>	<b>92.4</b>	<b>92.8</b>	<b>38,266</b>	<b>28,481</b>	<b>74.4</b>	<b>76.2</b>	
香川県	高松	6,119	5,531	90.4	91.0	25,105	19,631	78.2	79.1
	丸亀	1,664	1,542	92.7	92.7	9,736	7,361	75.6	76.7
	坂出	1,453	1,363	93.8	95.1	7,827	5,941	75.9	78.1
	観音寺	1,298	1,253	96.5	92.3	8,829	7,411	83.9	86.1
	長尾	843	804	95.4	96.5	5,575	4,332	77.7	83.5
	土庄	339	323	95.3	95.5	2,063	1,838	89.1	87.0
計	<b>11,716</b>	<b>10,816</b>	<b>92.3</b>	<b>92.4</b>	<b>59,135</b>	<b>46,514</b>	<b>78.7</b>	<b>80.2</b>	
愛媛県	松山	6,777	6,057	89.4	90.0	29,647	21,954	74.1	75.9
	今治	1,875	1,747	93.2	93.9	8,774	6,651	75.8	78.9
	宇和島	1,190	1,131	95.0	95.8	5,719	4,641	81.2	80.9
	八幡浜	824	801	97.2	96.9	5,490	4,563	83.1	82.6
	新居浜	992	903	91.0	91.1	5,677	4,354	76.7	75.1
	伊予西条	865	814	94.1	94.4	5,055	3,969	78.5	80.6
	大洲	629	608	96.7	96.1	3,384	2,765	81.7	82.0
	伊予三島	984	925	94.0	94.6	4,683	3,731	79.7	80.1
計	<b>14,136</b>	<b>12,986</b>	<b>91.9</b>	<b>92.5</b>	<b>68,429</b>	<b>52,628</b>	<b>76.9</b>	<b>78.1</b>	
高知県	高知	4,780	4,226	88.4	89.3	19,459	13,955	71.7	73.5
	安芸	503	465	92.4	96.3	3,175	2,424	76.3	78.1
	南国	1,162	1,042	89.7	90.2	6,071	4,316	71.1	70.0
	須崎	783	715	91.3	91.5	3,960	2,952	74.5	80.5
	中村	822	769	93.6	94.7	4,247	3,157	74.3	75.6
	伊野	827	755	91.3	92.7	4,053	3,070	75.7	79.1
計	<b>8,877</b>	<b>7,972</b>	<b>89.8</b>	<b>91.0</b>	<b>40,965</b>	<b>29,874</b>	<b>72.9</b>	<b>74.8</b>	
合計	<b>42,899</b>	<b>39,321</b>	<b>91.7</b>	<b>92.2</b>	<b>206,795</b>	<b>157,497</b>	<b>76.2</b>	<b>77.7</b>	

調査時点：第2期分は平成12年11月30日、第3期分は平成13年3月31日

## 18 - 9 税 理 士

## (1) 税理士試験の受験・合格者数

区 分	受 験 者 数	合 格 者 数	一部科目合格者数
	人	人	人
第47回(平成9年)	1,025	12	104
48(10)	1,037	20	102
49(11)	1,008	20	78
50(12)	1,093	11	117

資料：人事課調

## (2) 税務署別の通知弁護士、許可公認会計士

署別	区分	通 知 弁 護 士 数			許 可 公 認 会 計 士		
		平成10年度	11	12	平成10年度	11	12
		人	人	人	人	人	人
徳島県	徳島	1	1	2	-	1	1
	鳴門	-	-	-	-	-	-
	阿南	-	-	-	-	-	-
	川島	-	-	-	-	-	-
	脇池	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	2	-	1	1
香川県	高松	2	2	2	1	-	1
	丸亀	1	1	1	1	1	1
	坂出	-	-	-	-	-	-
	観音寺	-	-	-	-	-	-
	長尾庄	-	-	-	-	-	-
	計	3	3	3	2	1	2
愛媛県	松山	4	4	4	4	5	4
	今治	-	-	-	1	1	-
	宇和島	-	-	-	-	-	-
	八幡浜	-	-	-	-	-	-
	新居浜	1	1	1	-	-	-
	伊予西条	-	-	-	-	-	-
	伊予三島	-	-	-	-	-	-
	計	5	5	5	5	6	4
高知県	高安	-	-	1	-	-	-
	南須崎	-	-	-	-	-	-
	須崎	-	-	-	-	-	-
	中野	-	-	-	-	-	-
	伊野	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	1	-	-	-
合 計		9	9	11	7	8	7

資料：税理士監理官調

用語の説明：1 **通知弁護士**とは、所属弁護士会を経て国税局長に通知することによりその国税局管内において随時税理士業務を行うことができる者をいう。

2 **許可公認会計士**とは、国税局長の許可を受けて、行おうとする税理士業務の規模に関して、委嘱者の数等につき、財務省令で定める規模の範囲内である場合に限り、税理士業務を行うことができる者をいう。

## 18 - 10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

## 地価税の課税状況

区 分	個 人			法 人			合 計		
	件数	課税価格	税 額	件数	課税価格	税 額	件数	課税価格	税 額
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円
平成 4 年 分	40	105,547	85,782	409	1,986,212	2,411,452	449	2,091,759	2,497,234
平成 5 年 分	38	93,492	101,499	396	1,860,748	3,343,147	434	1,954,240	3,444,646
平成 6 年 分	36	86,574	89,361	395	1,858,396	3,259,571	431	1,944,970	3,348,932
平成 7 年 分	29	69,665	70,121	385	1,775,733	3,050,196	414	1,845,398	3,120,317
平成 8 年 分	20	48,866	25,134	381	1,713,450	1,440,533	401	1,762,316	1,465,667
平成 9 年 分	17	41,984	21,564	375	1,615,528	1,350,390	392	1,657,512	1,371,954

(注) 1 件数は、実件数を示す。

2 各年分について、翌年 6 月 30 日までの間の申告又は処理による課税実績を示したものである。

## (前年以前分の課税状況)

区 分 (調査年分)	個 人			法 人			合 計		
	件数	課税価格	税 額	件数	課税価格	税 額	件数	課税価格	税 額
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円
平成 10 年 分	-	-	-	-	4,235	14,767	-	4,235	14,767
平成 11 年 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 12 年 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 前年以前分について、調査年分の 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの間の申告又は処理による課税実績を示したものである。